

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号	
許認可等の種類	車両等装置用計量器の装置検査	根拠条項	第16条
審査基準	<p>○車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器（タクシーメーター）であって、機械器具に装置した状態における検査を受け合格し、装置検査証印及び検定証印が付されているものでなければ、取引または証明に使用することができない。</p>		
	1 車両等装置検査申請書の提出		
	2 車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合した場合合格とする。		
	3 装置検査に合格した車両等装置用計量器には、装置検査証印及び検定証印を付す。		
4 装置検査証印の有効期間は、1年と定められ、満了の年月を装置検査証印に表示する。			
受付 機関	暮らしの安全 安心課	処理 機関	暮らしの安全安 心課
交付 機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	20日
		標準経由期間	日
		目次	NO
			2